

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二でございます。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

質問の前に、昨日、中澤議員の方より、市制 40 周年ということで、NHKの「のど自慢」を座間市に呼んだらどうかという話がありまして、2003 年でしたか、座間市に前回来たのは、30 周年記念。僕はよくわからなかったのですけれども。（「その後で来ている」と呼ぶ者あり）実は私、2003 年のときに、議員になる前でしたけれども、はがきが当たって予選大会に出させていただきます、見事に落ちたのですけれども、今回、40 周年記念ということで、「のど自慢」を呼んでいただければ、リベンジの機会もあるのかなど。目的はあくまでも市の PR ということなので、それが主目的で、私の方からも呼んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に移ります。

一昨日 8 日、台風 9 号から変わった熱帯低気圧の影響で、関東甲信では記録的な大雨となりました。8 日午前から 9 日未明にかけ、神奈川県山北町では世附地区など数十カ所で土砂崩れが発生し、住宅 1 棟が巻き込まれ、3 人が重軽傷を負いました。また、町道 12 カ所、県道 3 カ所が寸断され、車が通行できなくなり、一時は 239 世帯、276 人が孤立しました。気象庁によりますと、9 日午前 0 時までの 24 時間降水量は、同町丹沢湖で、同所としては観測史上最大で、平年 9 月 1 カ月間の降雨量の 1.6 倍に当たる 495.5 ミリに達し、降り始めから 8 日午後 4 時までの雨量は小田原市で 182.5 ミリ、箱根町では 157.5 ミリに達したほか、藤沢市辻堂で 84.5 ミリ、相模原市の相模湖で 80 ミリ、横浜市中区山手町で 66 ミリを記録しました。9 日時点で熱帯低気圧は関東の東海上に抜けましたが、気象庁では引き続き土砂災害などに警戒を呼びかけております。

さて、今回の一般質問は、ただいま述べました豪雨による災害の備えに準ずる災害危険地域の危機管理と周知について、そして本市が昨年 3 月に策定された耐震改修促進計画について、私の意見を述べさせていただきます、当局に伺ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、災害危険地域の危機管理と周知について伺います。

気象庁は、今年 6 月末に発表した気候変動監視レポート 2009 の中で、「短時間強雨や大雨の発生回数は、ここ 30 年間余りで増加傾向であることがわかる」と近年の豪雨の状況を分析しました。これがそのグラフになるのですが、見えますか。全国約 1,300 カ所にある地域気象観測所が観測した 1 時間降水量 50 ミリ以上の豪雨の年間発生回数は、このグラフであらわされているように、1976 年から 1986 年までの平均で 160 回だったのに対して、1998 年から 2009 年までの平均は 233 回に急増しています。また、1 日に降る雨の量が 400 ミリ以上となるケースもあり、同期間の比較で、年間平均 4.7 回から 9.8 回に倍増しています。豪雨の発生回数は明らかにふえています。

次に、ことし3月に神奈川県が公表した「改定かながわ下水道 21」に掲載されているデータによりますと、ちょっとこれは見にくいかもしれませんが、このグラフでわかるように、県内の1時間降水量50ミリ以上の降雨の年間日数も年代ごとに増加傾向にあることがわかります。

さらに、気象庁が公表している本市の近隣観測所である海老名、相模原中央の年度ごとの1976年から2010年の1時間の降水量最大値と本市の年度ごと2001年から2010年の、これがそうですけれども、2001年から2010年の1時間降水量の最大値をこのグラフのようにあらわしてみました。青が海老名観測所、緑が相模原中央観測所、赤が本市のデータを示しています。本市における1時間降水量50ミリ以上の豪雨が観測されたのは、2002年の64.5ミリ、2008年の54ミリとなっており、グラフからは本市及び近隣で短時間強雨や大雨の発生が増加傾向になっていることがわかります。

以上のように短時間強雨や大雨の状況がわかるわけですが、国土交通省の調査によると、がけ崩れや土石流などの土砂災害も同じように増加傾向になっているとのことです。これが土砂崩れの傾向のグラフです。同省は、1999年から2008年までの10年間に起きた土砂災害は年間平均で1,000件を上回る1,051件、それ以前の20年間、1979年から98年までの発生件数、年間平均880件と比べると約1.2倍にふえており、「気候変動の激化に伴い、近年の土砂災害は増加・激甚化の傾向にある」と指摘しています。また、今後も地球温暖化が進行すれば、この傾向が継続することを予想しています。

さらに、同省では、頻発するこうした土砂災害に対し、地方自治体の対応はおくれていると示しています。土砂災害の危険箇所は全国に約52万カ所もあるが、土砂災害防止法に基づく都道府県知事による警戒地域への指定状況は、ことし6月30日時点で約18万カ所にとどまっている。同法では、警戒区域に指定された場合、市町村の長は、住民に避難場所などを周知するために、土砂災害ハザードマップを配布しなければならないと定めているが、実際に対応できている自治体は少ない。2009年8月31日時点での調査では、警戒区域がある814市町村のうち、ハザードマップを作成しているのは264市町村、作成率は約32%にとどまっていると明らかにしています。土砂災害を最小限に抑えるためにも、自治体の積極的な対応が求められています。

本市の土砂災害について調べたところ、座間市地域防災計画の中に記されております座間市における過去の災害記録を見ると、平成元年から平成18年の間に発生した土砂崩れは合計で7件となっています。これを少なくともよかったとするかどうかはさておき、そのうちの3件は平成16年10月9日の1日だけで発生しており、その日の降水量は、本市の観測記録がないので、気象庁の海老名観測所の記録から調べますと、1日198ミリ、最大1時間降水量は49ミリとなっており、同じく相模原中央観測所の記録では、1日220ミリ、最大1時間降水量は33ミリとなっていました。この3件は明らかに大雨が起因したものとと言えます。

そして、土砂災害と同様に警戒しなければならないのが、洪水などによる浸水被害であ

ります。全国の洪水災害による浸水面積は、1982年から1986年の平均が7万7,420ヘクタール、1997年から2001年の平均は3万5,360ヘクタール、2009年には1万206ヘクタールと減少傾向にはありますが、浸水面積当たりの一般資産被害額は急増しております。

国土交通省と都道府県では、全国各地で毎年のように発生している洪水による被害をできるだけ少なくさせようと、2001年から洪水予報河川及び水位周知河川において、水防法に基づく浸水想定区域図を作成し、公表をしています。また、2005年の水防法改正に伴い、浸水想定区域を含む市町村の長は、浸水想定区域及び想定される水深を表示した図面に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑で迅速な避難の確保を図るための必要な事項などを記載した洪水ハザードマップを作成し、住民に周知をすることになっていきます。

さらに、昨今、このマップの作成については、考え方の見直しも求められております。従来のはんらん解析やマップの作成は、大河川の外水はんらんを主たる対象としています。これは、大河川が決壊して洪水はんらんが生じる場合には、人命、資産や産業などに甚大な被害を及ぼす危険性が高いという観点からであります。一方、下水道等の排水不良や排水不全などが起因する内水はんらんの被害は、発生頻度は多いものの、被害程度は外水よりも相対的に小さいのが一般的であるとされてきました。しかし、近年各地で発生する豪雨は、そういった認識を覆すような甚大な被害をもたらしています。国土交通省によれば、2006年までの10年間の浸水のうち、内水はんらんによる被害は全浸水面積の65%に当たる約20万ヘクタール、全被害額の56%に当たる2.4兆円に上った。また、全国1,750市町村のうち今年6月末現在1,072市町村が洪水ハザードマップをつくっているが、内水はんらんを含めたマップをつくっている自治体は、全自治体の7%に当たる121自治体にとどまっていると示しております。今後は、外水はんらんに起因する洪水ハザードマップだけでなく、内水はんらんに起因する洪水ハザードマップの作成手法の開発と作成・周知が重要になっています。

本市の洪水災害について調べたところ、「改定かながわ下水道21」の中で公表している本市の浸水被害として、平成11年度から平成20年度の発生件数の合計は15件とあらわされております。また、先ほど同様、座間市における過去の災害記録では、平成元年から平成18年の間に発生した浸水被害として、床下・床上浸水を合わせ合計160件となっています。そのうちの123件は平成3年9月19日の1日だけで発生しており、これは日本全土に被害を及ぼし、死者62名、負傷者1,261名を出した、台風18号による大雨が起因したものであります。その日の降水量は、海老名観測所の記録では1日252ミリ、最大1時間降水量は33ミリとなっており、同じく相模原中央観測地点の記録では、1日350ミリ、最大1時間降水量は46ミリとなっています。本市におけるこの浸水被害が外水はんらんによるものか、内水はんらんによるものか、あるいは併発したものなのかは不明であります。自然の猛威が本市にも多大な被害を与えた日だということになります。

さて、こうした事実関係をこの場で皆さんと共有化し、さらに、本市の土砂災害ハザード

ドマップと洪水ハザードマップの現状はどうなっているのか把握をしておきたいと思いません。

本市では、今現在、土砂災害ハザードマップを作成するに至っておりませんが、座間市地域防災計画の中で、急傾斜地崩壊危険区域 1 カ所、がけ崩れ危険区域 6 カ所を指定され、その位置表示も明らかにされています。

また、同計画では、土砂災害危険区域の把握及び住民への周知として、「市は、県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査の上、危険区域及び土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努める」「市内における指定された危険区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る」としています。さらに、危険箇所等の周知として、「市は、県が公表する浸水想定区域、土砂災害危険箇所等をハザードマップ作成等により市民に周知し、避難体制の整備に努める」としています。

県が公表する「土砂災害危険箇所等」というものを確認してみたところ、「かながわの砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策」として、土砂災害警戒区域等区域マップというものと土砂災害危険箇所マップというものをホームページ上で公開していました。

まず、土砂災害警戒区域等区域マップでは、土砂災害防止法に基づいて指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域があらわされています。土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域のことであり、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域のことをいいます。そして、土砂災害危険箇所マップには、土砂災害の被害のおそれのある場所、土砂災害危険箇所があらわされており、発生する土砂災害によって、土石流、地すべり、がけ崩れの 3 種類に分けられ、それらが発生するおそれのある場所を土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所として個別にあらわしたものとなっていました。

これらのマップを使い、本市の危険箇所を確認したところ、急傾斜地崩壊危険箇所のみとなっており、それが 47 カ所として指定されています。

一昨日、土砂災害の被害を受けた山北町では、土砂災害警戒区域が 58 カ所、土砂災害特別警戒区域が 42 カ所、土石流危険渓流が 67 カ所、急傾斜地崩壊危険箇所は 122 カ所が指定されています。しかし、土砂災害ハザードマップを作成されてはいませんでした。

県内で独自に土砂災害ハザードマップを作成・公表しているのは、横浜市、二宮町、愛川町、大井町、湯河原町の 1 市 4 町のみとなっています。

次に、本市の洪水ハザードマップについてであります。県が作成した浸水想定区域図に広域避難場所や避難所などが示されたマップが既に作成をされています。しかし、先ほど述べたように、本市においても内水はんらんを考慮されたものにはなっていません。

県が浸水想定区域として指定しない区域においても浸水被害が起こり得るわけですが、それを危険予知することができない状況に今あります。

県としては「改定かながわ下水道 21」の中で、浸水対策の現状として、「下水道における浸水対策は、時間雨量概ね 50 ミリの降雨での浸水を防ぐという観点で進めてきましたが、平成 20 年度末の下水道による浸水対策達成率は 60.2 パーセントにとどまっており、ハード対策の遅れ等により浸水被害が発生しています。また、下水道が整備された地域においても、ゲリラ豪雨を含む下水道の能力を超える集中豪雨により浸水被害が発生しています。これらの背景には、都市化の進展による保水・遊水機能の低下が考えられます。さらに、近年では地下街や地下室等の土地利用による浸水被害の危険性も増大しています」と危機感を持ち、課題として、「都市化が進んでいる地域では土地利用が多様であること、雨水が短い時間で流れ出すこと等から、下水道施設の対応のみでは雨水を排除しきれない傾向がみられ、現在の整備水準を超える集中豪雨等への対策に、他の事業者・管理者と連携して取り組むことが必要です」と、内水はんらんへの対応に一步踏み出そうとしているようがあります。

ちなみに、本市の浸水対策達成率は平成 20 年度末時点で 32.4%にとどまっております。また、県内で独自に内水はんらんを想定したハザードマップを作成・公表しているのは、逗子市、横浜市、横須賀市、茅ヶ崎市の 4 市のみであります。

前段、大変長くなり申しわけございませんが、以上のことから、私としては、市民の安心・安全を守る行政の役割として、土砂災害ハザードマップ、内水はんらんも反映した洪水ハザードマップの作成と、市民への周知ができるよう、早急に作成をすべきだと考えております。

地震ハザードマップの作成・周知については、これまで私を含め多くの方々がこの議場で訴え、「来年、平成 23 年度に予定している座間市地域防災計画の改定時期に合わせ、県のデータを活用した地震防災マップの作成に取り組む」と、当時の市民部長はおっしゃっております。ぜひ土砂災害ハザードマップ、内水はんらんを考慮した洪水ハザードマップもあわせて作成していただけるよう望み、これよりまとめて質問をさせていただき、議論を深めてまいりたいと存じます。

まず、全国的に 1 時間降水量 50 ミリ以上を記録する豪雨が増加傾向と言われる中で、当局としての状況の認識はどのように持たれておられるのか、その所見をお伺いいたします。

また、全国的に増加傾向にあるという土砂災害について、本市の現状、先ほど述べたように平成元年から平成 18 年については座間市における過去の災害記録から知り得るわけですが、平成 19 年度以降の発生件数、被害状況はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、本市の座間市地域防災計画では、急傾斜地崩壊危険区域が 1 カ所、がけ崩れ危険箇所が 6 カ所となっていますが、県の土砂災害危険箇所マップでは、本市の急傾斜地崩壊危険箇所としては 47 カ所を指定されています。この違いは一体何なのか、情報の整合性はどうか、明らかにしていただくよう求めておきます。そして、本市として土砂災害ハザードマップの作成・周知について取り組んでいただけるのかお伺いいたします。

次に、本市の浸水被害発生件数は、「改定かながわ下水道 21」によると、平成 11 年度か

ら平成 20 年度の発生件数の合計として 15 件が示されています。これに間違いはないのか、確認のために伺っておきます。また、この 15 件の要因は、それぞれ外水はんらんによるものなのか、内水はんらんによるものなのか、その内訳がおわかりであれば、お示し願います。

さらに、この 15 件における対策はどのように施されたのか、暫定対策としてとどまっているのか、あるいは恒久対策が図られたのか、再発はしていないのか伺っておきます。

加えて、平成 21 年度以降の浸水被害の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、平成 21 年度以降に浸水被害があったとするならば、その対策はどのように施されたのか、暫定対策としてとどまっているのか、あるいは恒久対策が図られたのか、再発はしていないのかお伺いします。

さらに、1 時間降水量 50 ミリ以上を記録する豪雨が増加傾向にある中で、本市としては浸水被害に対し、今後どのような予測を立てられ、対策を考えられているのかお伺いいたします。

本件の最後に、現在の洪水ハザードマップに加え、内水はんらんを考慮した洪水ハザードマップの作成・周知に取り組んでいただけるかどうかをお伺いいたします。

続いて、耐震改修促進計画について伺います。

耐震改修促進計画については、昨年 2 回の定例会の一般質問の中での質問をさせていただきましたが、今回は、その後の状況と今後の施策についてなどを伺ってまいります。

本市における住宅の耐震化率の推移であります。平成 20 年度は 81.6%、平成 21 年度が 82.4% となっています。また、木造住宅耐震診断や耐震改修工事の推移は、平成 18 年度の耐震診断が 20 件、改修計画が 17 件、改修工事が 8 件、平成 19 年度の耐震診断が 15 件、改修計画は 12 件、改修工事が 11 件、平成 20 年度の耐震診断が 10 件、改修計画は 8 件、改修工事が 11 件、平成 21 年度の耐震診断は 9 件、改修計画が 7 件、改修工事が 4 件、こういった推移となっております。耐震化に対する市民の意識の広がりが終息したのか。そもそも意識を持っている方が少なかったのか。あるいは昨今の経済状況から耐震化工事は大きな負担となるとあきらめているのか。いずれにいたしましても明らかに減少傾向にあります。この状況からは、平成 27 年度、耐震化率 90% という目標値は本当に厳しいものと言わざるを得ませんが、もっともこうした状況は他の自治体も同様であり、国としても状況が芳しくないことはわかっているようですが、制度改正などリーダーシップをとって推進策を図ることには至っておりません。

8 月 31 日の読売新聞に掲載されていた「地震の被害軽減策／住宅耐震化は公共事業で」という題目の記事の中から引用させていただきます。

「地震の被害軽減の切り札は家屋の耐震補強である。家さえ壊れなければ、死なずに人生を継続することができる。今これを否定する人はいない。耐震補強に対する認識は深まり、多くの自治体では達成すべき目標を掲げた耐震改修計画が作られ、住宅耐震診断と補

強工事への助成制度も普及した。にもかかわらず、現実には耐震補強は思うように進んでいない。次の二つの提案をしたい。第1は「アリバイづくり」からの脱却である。自治体として補助制度を作った、補強推進のため協議会を作った、耐震化の大切さをアピールするシンポジウムを開いた。それでこと足りたとしていると、耐震補強工事は増えない。第2の提案は耐震ニューディール政策である。米国のオバマ大統領は、環境対策で景気回復を図るグリーンニューディールを提唱しているが、耐震ニューディールは、それにならない住宅耐震化を公共事業に位置づけようというものだ。特に、大切なのは高齢者世帯や低所得世帯の家の診断と補強だ。古い住宅の場合、住む人も高齢化していて、耐震補強の資力も気力も乏しいケースが多い。結果、最も耐震化が必要な古い住宅は手つかずとなりがちで、地震で倒壊するだけでなく、倒壊で発火源となり、延焼火災を引き起こす恐れがある。こうした事態を公費で予防することは公共の福祉に合致する」というものであります。

「アリバイづくり」からの脱却」ということは、本当に真摯に受けとめなければならぬいでしょうし、また、「古い住宅の場合、住む人も高齢化していて、耐震補強の資力も気力も乏しいケースが多い」との指摘は本市においても当てはまるものだと思います。

質問に移ります。率直にお伺いしますが、木造住宅耐震診断や耐震改修工事が進まない要因は何か、当局の所見をお示しください。

また、耐震改修工事をしたくてもできないような方々、とりわけ高齢者世帯の現状はどうなっているのか、わかっているか、わかっているかお示しください。

そして、「アリバイづくり」からの脱却を図るべく、高齢化世帯への対応を含め、目標達成に向け、今後どのような施策を考えておられるのかお伺いいたします。

次に、他の自治体で取り組んでいる耐震化促進施策を紹介し、当局の所見をお伺いします。

耐震改修が進まない中、耐震シェルターと呼ばれるものに近年需要が高まっているようであります。耐震シェルターとは、住宅内で比較的長く利用する寝室などの部屋に箱形の新たな鉄骨や木柱を組み込み、大地震の倒壊に耐える仕組みとなっており、室内は一回りほど狭くなるが、引っ越さず短期間で仕上がるのがメリットで、費用も6畳間で25万円から200万円台と、建てかえや本格的な耐震補強よりも安く済むようであります。

また、その耐震シェルターの設置に伴い補助金を出す自治体も出てきております。県内では、茅ヶ崎市が先月8月より耐震化施策の一つとして、住宅の1部屋を補強する耐震シェルターを設置する市民に補助金を出す制度を始めています。総額の2分の1以内で上限は25万円、2012年3月末までに期間を区切り、初年度は20件の利用を見込んでいるようであります。助成対象は、新耐震基準が導入された1981年よりも前に建てられ、耐震診断で倒壊の危険性ありと判断された一戸建て住宅、居住者の年齢や所得などの制限を設けていないのが特徴であります。

茅ヶ崎市では2009年時点で、耐震性がある公共建物は86.7%ですが、これは耐震化率で、住宅は68%にとどまっております。密集する住宅街の耐震化が大きな課題となっております、

同市担当課では、「今回の補助は部分補強を促すため、建物全体の耐震化にはつながらないが、個人の出費を抑えながらも優先的に命を守る施策として取り入れた。活用してほしい」と呼びかけているようであります。県内では茅ヶ崎市のほか、横浜市、海老名市で実施をされております。

私個人としては、耐震シェルターの普及には少々戸惑いを感じております。建物全体の耐震化につながらなければ、シェルター以外の部屋は倒壊し、それによって発火源となり、延焼火災を引き起こすおそれもあります。また、緊急避難的な要素が高く、突然襲ってくる地震に対して、別の部屋からシェルターへの移動が間に合うかなど、老婆心ながら懸念を抱くものであります。

近年需要が高まるこの耐震シェルターそのものに対する所見と、耐震シェルターへの助成は耐震化施策の一つとして有効と言えるのか、優先的に命を守る施策として緊急課題ととらえるのか、当局の考えをお伺いし、以上で1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 黒澤市民部長

沖本議員から、災害危険地域の危機管理と周知についての中で、市民部の関係で何点かご質問いただきました。

まず、全国的に1時間降水量50ミリ以上を記録する豪雨が増加傾向と言われる中で、改めて本市の状況認識をとのことでございますが、確かに近年、全国各地でゲリラ的な豪雨が頻発しており、本市でも、ご質問の中にもございましたが、この10年間で平成14年の64.5ミリ、平成20年には54ミリを記録し、被害を受けたところでございます。その危険性は十分に認識いたしております。

そうしたことから、短時間のうちに被害をもたらす豪雨に対しまして迅速に対応がとれるよう、庁内の関係部署による初動態勢を強化しているところでございます。

次に、平成19年度以降の土砂災害の発生状況についてでございますが、平成19年度以降、現在まで、土砂災害の発生はございません。

続いて、本市地域防災計画に記載された急傾斜地崩壊危険区域1カ所及びがけ崩れ危険箇所6カ所と、神奈川県ホームページで公開されている土砂災害危険箇所の47カ所の関係でございますが、いずれも県の急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領に基づくものでございまして、この違いは、点検要領の中で対象とする危険箇所の基準の見直しがあり、改めて再点検された結果、新たに47カ所として土砂災害危険箇所に該当することとなったもので、その中に地域防災計画に示されている7カ所も含まれております。これにつきましては、本市の地域防災計画の見直しの際に、最新の土砂災害危険箇所47カ所のデータを反映してまいりたいと考えております。

また、土砂災害ハザードマップの作成につきましては、今後、神奈川県が土砂災害防止法に基づき県内の土砂災害警戒区域の指定を行うと伺っておりますので、その動向を見きわめて検討してまいりたいと存じます。



以上です。

〔答弁〕 佐藤都市部長

都市部へは、耐震改修促進計画について、大きく4点のご質問をいただきました。

まず1点目の、木造耐震診断及び耐震改修工事が進まない要因についてということでご質問をいただきました。

これにつきましては、平成18年度に耐震診断及び耐震改修工事補助制度がスタートしましたが、当初は耐震補強に関心のある方がこの制度をご利用されたのではないかと推察いたします。しかし、その後、社会経済情勢の変化を背景といたしまして、耐震改修工事へつながらない要因の一つになっているものと推察をいたしております。

そのような中で、まずは耐震診断及び耐震改修工事補助制度がスタートして5年が経過する中で、今後につきましては、申請手続等を含め、市民の方々の負担軽減、利用しやすい制度見直しとあわせまして、補助金の額につきましても、先進市取り組み状況の事例を検討、研究をしまいたいというふうに考えております。

また、耐震診断の前に実施しております無料耐震相談会の実施につきましては、相談件数が減少しておりますことから、平成21年度から新たに自治会への回覧板、自治会掲示板へのポスター掲示等などによりまして、この制度の利用促進に努めているところでございます。

次に2点目の、特に木造診断、耐震工事をしたくてもできない、特に高齢者世帯の方々に対する現状と今後の対応についてということでご質問をいただきました。

現在まで本制度を利用し耐震工事を実施された方の中には、高齢者世帯の方もご利用されております。その現状での件数でございますけれども、平成18年度は7件、平成19年度は8件、平成20年度は9件、平成21年度は3件、平成22年度は8月末現在でございますが、2件の改修工事が実施されております。高齢者世帯の対応を含めまして、耐震目標達成に向け、先進市の制度、要綱などを参考に、今後、調査、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

3点目の、耐震シェルターに対する所見についてということでご質問をいただきました。

耐震シェルターにつきましては、建築物の耐震化と違いまして、1部屋だけの補強または既製品の耐震ベッド等のシェルターを設置するもので、地震時にそのシェルターへ逃げ込むことができるかという形につきましては疑問が残るところでございます。また、ベッド等の既製品のシェルターの場合は、製品が重く、日常部屋にあることから、煩わしさが存在するというふうな声も聞いております。そのようなことから、他市の動向を含めまして、今後、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、4点目でございます。海老名市、茅ヶ崎市等では耐震シェルターに対しましては補助を行っておるところでございますが、本市としての考え方ということでご質問をいただいております。

今後、他市の状況を含めまして、研究、調査をさせていただく中で、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を幾つか聞いてまいりたいと思いますが、まず、市民部長の方から、確かにこの関係でいえば、今後、庁内で関係部署等を集めて初動態勢の強化を行っていくというご答弁をいただいております。ちょっとこの関係部署の中でという今お話あったのですけれども、それでいうと、例えば土砂災害でいうと、災害というのであれば市民部がまずリーダーシップをとって、都市部、あるいは消防、それから県でいうと県警、あとは上下水道部も関係あるのかどうかはちょっとわからないのですけれども、これまでのことでいいです。今後はまたどうするかというのはこれからの話ですから。今まででいうと、例えば何か災害が起こった場合に、その記録とか状況であるとかというのは、これまで関連部署の間で情報の共有化を図っていたというふうに思っていてよろしいのでしょうか、まずお聞きしたいのと、先ほども土砂災害ハザードマップの 47 カ所、県は 47 カ所、座間市は 1 カ所、6 カ所というふうに、それは基準の改定があつて、それが座間市の地域防災計画が今出ている途中でなつたということで、そのずれとか誤差は承知はするのですけれども、だけれども庁内の中ではそれはもうわかっていたのかとか、ごめんなさいね、変な聞き方ですけれども、関連部署の間では共通認識を持っていたのか、そのとき、をちょっとお聞きしたい。要は何かあるたびに関連部署で今までも情報の共有ができていたのかということをお聞きしたいので、お答えいただければなと思います。

それから、平成 19 年度以降の発生件数ということではゼロ件であつたということで、よかつたなということなのでしょうけれども、今後についても注視していかなければならないということで、これは今後とも考えていかなければいけない問題だとは思っております。

それで、順番がおかしくなつてしまいましたけれども、土砂災害ハザードマップのところでは、つくるかつくらないのかということでは、県の動向を見て考えていくようなご発言をいただきましたけれども、ただ、やはり現時点での箇所がもうわかっているわけですから、先ほど来ずっと、防災計画の中でも市民には周知していかなければいけないということはおたわれているので、今わかっている段階での危険箇所、これはハザードマップというものでなくてもいいのですけれども、やはり市民周知というのは早急に必要ではないのかなというふうに私は考えているのですけれども、もちろん先ほど言った県のマップ、それをホームページにリンクすることも結構ですけれども、ハザードマップができるまでの間の対応としては、ではどういうふうに考えるのかということをお聞きしておきたいと思つています。

それから、浸水被害の方は、上下水道部長、本当にわかるのです。50 ミリという基準が

ちょっと厳しいというのは重々わかっています。ただ、きょうの朝、竹市議員の答弁のときに遠藤市長もおっしゃられていましたけれども、危機管理といったところでは本当に、わかるのですよ、おっしゃることはよくわかるのです。市長も多分わかっていると思うのですけれども、この50ミリというのを本当にこのままでいいのかということがやはりあるのですよね。ごめんなさい、先ほど言った浸水対策達成率、そちらの方もちょっと調べたのですけれども、横須賀市は60ミリに変えているのですよね。60ミリがいいかどうかというのもあるのですけれども、地域性はあるにせよ、こうして1時間の降水量を変えて進められようとしているところもあるようです。そうした面で、やはり考えていかなければいけないのかなど。これはもちろん本市だけではなくて、神奈川県もそうだし、全国みんなそうなのだと思いますのですけれども、そういうところを危機管理の中で考えながら、近い将来やはり考えていかなければいけないのだらうなというふうに考えておりますので、そこをもう一度部長の方からご答弁いただきたいのと、私、よくわからないのですよ、実は、浸水対策達成率って。よく都市推進対策整備済み区域面積割ることの都市浸水対策整備対象区域面積とかいろいろ説明あるのですけれども、要は整備率と何が違うのだというのがちょっとよくわからないのですよね。対策達成率と言っているぐらいですから、これは指標ではないかと思ったのです、最初。整備率ならちょっとわかるのですけれども、ニュアンス的に。では、目標は当然100%なのでしょうけれども、100%達成するには相当なお金を投資しなければできないわけで、どうもこの浸水対策達成率というのが私としてはちょっとぴんとこないのですけれども、先ほどの横須賀市は60ミリでやっているのですが、そういったところを含めて少し、対策達成率と整備率の違いをわかればご説明いただければというふうに思います。

それでハザードマップの方はつくっていただけるということなのですが、これは平成23年とっていてよろしいのでしょうか。地域防災計画ができる、要は地震ハザードマップができる同じ時期につくっていただけると思っていいのか。できるならいいですよ。もしできないのであれば、先ほどと同じように、やはり市民への周知というのは大事でありますから、そうしたところではできるまでの間はどうするのだということはどう考えているのか、ご答弁いただきたいなというふうに思います。

それからあと、耐震改修促進計画の方なのですけれども、るるご答弁いただきました。耐震計画並びに工事が進まない要因ということでお聞きしたのですけれども、恐らく経済影響というのはかなり影響しているのだらうな、それに対しては今後補助の部分を改定を考えていくということで、ぜひそれは進めていただきたいなというふうに思うのですが、一方で、やはり高齢者対策というのは必要なのかなというふうに思っております。他の自治体では既に高齢者に限ってプラスアルファの補助をやっているところもあるようですし、一番肝心なのは周知だと思っております。他の自治体の例でいうと、戸別に訪問されて、その状況を説明しているところもあるようですけれども、耐震化の促進の一つの考え方としては、ちょっと保健福祉部長、いらっしゃらなくなってしまったのですが、先ほど熱中

症の話もあったときに、そういったところ、民生委員の方に大変申しわけないのです。仕事がふえてしまって申しわけないのですけれども、民生委員の方のお力をかりて、高齢者の方にもそういったところを認識してもらおうというのも一つの手だと思っているし、また、独居高齢者の方、本当に、多分お金も気力も、先ほど申し上げたように非常に厳しいのかなと思っております。そういった状況を把握するためには、保健福祉部のお力もかりながら、やはり全庁を挙げて対策に取り組んでいかなければいけないのかなど。先ほどの防災関係もそうですけれども、ここの耐震化の周知徹底、あるいは耐震工事を進めるに当たっても、そういった全庁的な力が必要なのかなというふうに思いますので、これは要望を含めて、その辺のところをどう考えていただけるか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後に、市長と目が合ったときに、おれにもしゃべらせろというような顔をしているので、所見を伺いたいのですけれども、先ほど申し上げたように、50 ミリという大きなかせとは言いませんけれども、こうしたところを考えながら、座間市として、ではどう取り組んでいかなければいカンのかということをもう一度市長の方から政策的なゾーン、豪雨に対する、土砂崩れ、あるいは洪水、ハザードマップを含めて、その辺の総括的な市長としての所見をお伺いしたいのと、先ほど来申し上げていますが、一つの災害については多分消防、警察、いろんな部署がかかわってきます。そのいろんな部署が本当に結束して、データを共有しながら対策に努めていかなければいけないのと、先ほど来、災害の記録もありましたが、そういったところもちゃんと残しながら、傾向もつかみながら、データをとって、いろんな対策方法をやっていかなければいけない。よく言われるのは、情報の共有化が抜けているとかいろいろ、縦割り行政だとかなんとか言われているのですけれども、事こういう災害については、本当にそれはあってはならないことなので、その辺の、今が悪いとは言いませんよ、もちろん。悪いとは申しませんが、それに対して、では市長としては今後、全庁的な取り組みについてどういったお考えをお持ちかお伺いし、2回目の質問を終わります。

〔答弁〕 遠藤市長

出番をつくっていただきまして、ありがとうございます。

ちょうど、先ほどの安斉議員のお話もそうなのですけれども、時あたかも、一昨日、昨日と、またきょうも私どもの県内の山北町、そして隣県の小山町でああいうような非常に激しい水害、土砂災害というものも含めて目の当たりにしている中で、西日本各地で常習的にひどい土砂災害、そして水害というものがある中で、どちらかというに関東は安心だなというふうな、こんなようなイメージを持っている市民も、おかげさまでというふうなことを冗談半分にも言う方もいらっしゃる中で、大きなこれは警鐘であったなというふうに思うわけでございます。

時間雨量の50ミリの関係でございますけれども、長年、まさかということはあつてはいけないわけですが、このような異常気象が続いて、時間雨量が50ミリを超えるよう

な豪雨、これ自体が本当にまれに見る豪雨というとらえ方をしていたのが、日常茶飯で、もう頻発をするということになってしまったこと自体がまず想定外だったということであろうかと思うのですね。

今、横須賀市の例を引かれて、60 ミリ対応されているというお話でございますけれども、私も基本的な認識がない中で、憶測で今はなにかと思うのですけれども、やはり水害対策については、上流側、下流側と、いわゆる流域の、海へ流れる河川の流域一体となった対応というものが必要なわけございまして、横須賀市は半島の地形ということで、三浦半島の西側、そして東側ということで、みずからの市域において、市単独で全体の計画を組んでいける要素があるのではないのかなというふうに私は思うのですね。

座間市の場合は当然相模川の左岸の部分での特に水害、内水の関係の、排水もそうなのですが、対応を考えなければいけないわけで、そういう面では、流域の下水道の整備の関係も当然関係してくるわけございまして、やはり広域的な中で、県の進める下水道の事業、そして国の、今、国土交通省の考え方というものに立脚をした一定の治山、治水に対しての計画に沿った形でまずこの施策が進められてきているわけですし、ここで単独で、例えば私どもが、では60 ミリ対応、70 ミリ対応という考え方をしても、実際これを下流側に流していくということも簡単にはできないわけですし、やはり一体的な大きな取り組みというものが必要になろうかというふうに思います。

もう一つ、50 ミリ対応でも、では現在の例えば雨水の対策等が全部なされているかといえば、先ほど上下水道部長から具体的な数字を申し上げましたけれども、まだまだ市内においての投資が必要なわけですし、50 ミリ対応についても市内においての平等性も担保されていないという状況にあるわけです。そうした点についてもやはりしっかりと取り組む必要があると思いますし、その上に立って、さらに急激に変動してきている、激しさを加えている降雨に対しての対策というものを組んでいくべく、これは国を挙げて取り組んでいく必要があろうかというふうに思います。その中で、私どももとり得ることについて、今後、しっかりと取り組みを研究、検討、措置をしていくということになろうかというふうに思います。

さらにもう1点、災害時のいわゆる初動の関係ですとか連携の関係ですとか、情報の共有化の関係ですとかについての私の所見を求められました。

やはり災害というのはいつ何どきに起こるかわからないわけございまして、ちょうど今回の水害の発生時においても、台風9号が来るということで、庁内において連絡会議を急遽招集しまして、対応についての協議をし、指示も出させていただきました。ところが、そのときに既に山北町、さらには小山町においてあれだけの状況になっているということは、正直言って把握をしておりませんでした。そうしたことを含めても、地震なんていうのはましてや突発的に起こるわけですし、こうした水害等においてもそのあたりの初動がすべてを決めるということからして、議員がおっしゃられるように、関係する部署、現在の組織の中において市民部を中心におっしゃられるような部署、そして外部ということでは

あれば当然警察、さらには大きな災害に対応して、応援要請、救援要請をかけるという部分からすれば、例えば自衛隊の関係ですとかあるわけでございますけれども、そうした点について、過去についてきちんとやはり情報の整理をして、それを常に共有化を図りつつ、特に夏場ですと、今回話題にされております土砂災害、水害といったようなものもあるわけでございますから、これは気を怠ることなく対応をしていくということが重要ではないかというふうに思います。

いずれにしましても、これ自体、おっしゃられることはごもっともでございますし、総合的な対応というものをまた改めて、この地域防災計画、災害ハザードマップの関係の議論もございましたけれども、そうした点も踏まえながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

〔答弁〕 黒澤市民部長

私の方に何点か再質問いただきました。

災害の記録の関係でございますが、担当、私ども市民部が中心になりまして、情報をとりにまして、記録としてこれまでも残してきております。また、情報の共有につきましては、先ほど私ども関係部署と連携するというようなお話を申し上げましたけれども、それはもちろん、市長の答弁の中にもございましたが、全庁的な情報の共有化を図っております。47カ所についても承知をいたしております。

あとハザードマップができるまでの対応というお話でしたが、やはり神奈川県の方でこれから土砂災害の警戒区域の指定をされるということでございますので、正式にはそれを待ってという形になりますが、危険箇所の関係、過去の実態を考慮しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

〔答弁〕 佐藤都市部長

ただいま高齢者世帯に対する耐震改修工事の促進ということで再質問をいただきました。

高齢者世帯に対する耐震工事につきましては、関係します保健福祉部を初めとする関係部署と今後調整をさせていただく中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

〔答弁〕 山本上下水道部長

私の方からは、先ほど市長の方から答弁申し上げましたもの以外について答弁申し上げたいと思います。

まず、浸水対策達成率、これにつきましては、整備面積は変わらないわけですが、対象となる区域が浸水対策達成率につきましては市街化区域ということになってございます。私どもが通常使っておりますのが整備率というものでございます。この整備率につき

ましては、公共下水道事業の認可区域ということでございまして、市街化区域に8ヘクタールほど加えたものというふうになっております。これにつきましては、谷戸山公園等、公園が主なものというふうになっております。

続きまして、ハザードマップでございませけれども、これにつきましては既に作成の計画を持っておりまして、現段階の計画では、平成24年度の作成ということになっております。極力早い時期での作成を図ってまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。その間の対応につきましては、これをなるべく早く作成するというご理解いただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いいたします。